

# 労保連労働災害保険 のご案内



## 1 どのような保険か

- 全国労保連が保険業法に基づき、厚生労働省から特定保険業の認可を受けて、認可特定保険業者として実施しています。
- 従業員の方々の労働災害について「国の労災保険」が認定された場合、**国の労災保険に上乗せして保険金をお支払いします。**  
(ご注意：例外として、天災などの一部の災害は補償対象外となります。)

## 2 労働災害への備えが必要な時代

- 宮城県内における労働災害による死傷者数(休業4日以上)は年間2,000人を超える状況で推移しており、あらゆる業種で「転倒(転落)した」、「つまずいた」、「足を滑らせた」など、どのような職場でも、ちょっとした不注意から起きがちな事故が多く発生しています。これからは高齢者が働く機会もさらに多くなると考えられることから、労働災害への備えがますます必要となっています。

## 3 年間保険料は

- 年間保険料 → (労働者年間賃金総額 + 特別加入者年間賃金総額) × 業種別保険料率  
※ 年間保険料の例：賃金総額1,200万円、その他の各種事業Ⅲ型A(料率0.604)の場合  
 $12,000 \text{ (千円)} \times 0.604 = 7,240 \text{円 (10円未満切捨)}$

## 4 こんな特長が

- 支払い対象は国に準拠
- 契約手続きが簡単
- 労働災害にあっても100%の収入確保
- 保険金の迅速払い
- ▶ 通勤災害も基本補償(令和8保険年度から脳・心臓疾患、精神障害も含む)
- ▶ 審査はなし。過去の災害発生歴関係なし。保険契約申込書に保険料を添えて提出するだけ。
- ▶ 休業補償は国の労災保険(特別支給金含む)で給付基礎日額の80% 労保連労働災害保険で給付基礎日額の20%を上乗せ支給。
- ▶ 国の労災保険の支給決定に基づき、保険金請求書等の必要書類が全国労保連に到着した日の翌日から原則30日以内に支払い。

## 5 こんなメリットが

### ■ 非課税

- 事業主が負担する保険料  
個人事業主 ▶ 必要経費  
法人事業主 ▶ 損金算入  
くわしくは、税理士にお尋ねください。

### ■ 特別加入者も対象

- 労災保険に加入している事業主、一人親方等、海外派遣者も加入できます。

### ■ 保険料の割引制度

- 3年間継続契約し、その間に発生した労働災害による保険金の請求がなく4年目の保険料が10万円以上の事業場については、5年目の保険料が3%~8%(令和8保険年度から最大12%に拡大)の割引



### 事業主様

### 建設業者様

### ■ 公共工事の経営事項審査に有利

- 公共工事入札のための経営事項審査において、15点加算されます。
- 経営事項審査の際に必要な加入証明書を随時発行。

### ■ 下請工事一括契約

- 下請工事に係る労働災害についても、補償となる下請事業担保契約。
- 契約方法は通常の契約と若干異なります。



## 6 手続きなど

- 契約要件 ① 全国労保連の会員事務組合に、労働保険の事務処理を委託している事業主様。
- 契約期間 ① 毎年8月1日午前0時から翌年8月1日の午前0時までの1年間。  
※ 中途からでも契約できます(月割り計算となります)。
- 補償対象者 ① 契約事業場の労働者(パート、アルバイト等も含む)、特別加入者が対象者。
- 保険料のお支払い ① 毎年7月31日までに事務組合に払込みいただきます。(口座振替可)  
保険料は、金額にかかわらず分割納付(3回)が可能です。

## 7 労働災害が起こった時、国からいくら補償されるかご存知ですか

- 休業補償の場合、国からの労災補償は、給付基礎日額(※)の60%の保険給付と特別支給金として20%、合せて80%が補償されます。

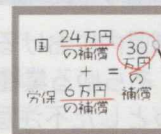
「労保連労働災害保険」は国の労災補償に20%上乘せして、労災事故に遭っても100%の収入を確保しようというものです。

※給付基礎日額とは

被災者が国の労災保険請求した時に決定される日額。1日当たりの平均賃金額に相当。

<例えば1か月の給料が30万円の場合>

- 国からの補償 ① 30万円×80% 24万円の補償
- 労保連災害保険 ① 30万円×20% 6万円の補償



- 障害保険金 被災労働者が障害の認定を受けた場合(最高3,000日分)
- 死亡保険金 被災労働者が死亡した場合(最高3,000日分)
- 死亡弔慰金 死亡保険金が支払われた場合には死亡保険金とは別に一律30万円
- 「労保連労働災害保険」の保険料は、労災保険料と同じく全額事業主様のご負担となりますが、労働災害が起こった場合、事業主様に保険金が支払われ、**事業主様から、被災従業員に見舞金としてお渡しできます**ので、従業員や家族からも大変喜ばれています。

## 8 従業員の方が、労働災害に遭ってしまった場合の保険金の支払い事例です

**事例1** 卸売・小売・飲食業又は宿泊業(55歳)【給付基礎日額8,000円 I型A契約】  
店舗2階倉庫にお酒のボトルを取りに行った帰り、階段から足を踏み外した。  
(胸椎圧迫骨折) ① 休業保険金128,000円(80日分)・障害保険金480,000円(11級/60日分)

**事例2** 建築業(25歳)【給付基礎日額9,057円 I型A契約】  
建設現場屋上に鋼板1枚を地上部から両手で担いで運搬、床に降ろす際、手を滑らせ腕を切創した。  
(尺骨神経断裂、腱板断裂) ① 休業保険金537,867円(297日分)

**事例3** 食料品製造業(60歳)【給付基礎日額9,254円 III型A契約】  
勤務先へバイクで走行中に右折車両に衝突され死亡した。  
(死亡) ① 死亡保険金9,254,000円(1,000日分)・死亡弔慰金300,000円

❖この機会に「労保連労働災害保険」をご理解の上、是非ともご契約についてご検討をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

### お問い合わせ先

一般社団法人  
全国労働保険事務組合連合会  
宮城支部  
〒980-0013  
仙台市青葉区花京院2-1-14  
花京院ビルディング6階  
TEL 022-711-1080

保険料のお見積りのご希望・契約お申し込み先  
労働災害保険取扱事務組合

公益社団法人  
宮城労働基準協会塩釜支部  
TEL022-365-8271